

令和3年度 第8回 吹田市政策会議概要

日 時：令和4年（2022年）1月5日（水）午前9時35分～午前10時
場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長、
大山福祉部長、梅森健康医療部長
所 管：【児童部（子育て給付課）】
北澤部長、杉原次長、上田課長、吉澤課長代理

案 件	市独自の子育て世帯への臨時特別給付金の支給について
担当及び関連部局	児童部（子育て給付課）

【案件概要】

国が実施する子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象とならない、所得制限を超える世帯等に対し、市独自で臨時特別給付金を支給しようとするもの。

【所管部の考え方】

令和3年（2021年）11月19日に閣議決定された、国費による児童1人あたり10万円相当の臨時特別給付の対象とはならない、児童手当の所得制限限度額を超える世帯等に対し、国の子育て世帯への臨時特別給付金の趣旨を踏まえ、市独自での給付金を支給しようとするもの。

【質疑概要】

質問： 財源には国費を充当できるのか。

回答： 地方創生臨時交付金が活用できる見込みであるが、現時点において、交付額等の詳細が示されていないことから、財政調整基金繰入金を財源に予算計上することを想定している。

質問： 市独自の給付を行う理由は。

回答： 所得に関わらず、全ての子育て世帯を支援するために、市独自の給付金を支給するものである。

質問： 国費による臨時特別給付金と同様に、対象者からの申請がなくとも支給できるのか。

回答： 資料Ⅰ-Ⅰに示す、支給対象者の要件のうち、「ア 令和2年（2020年）中の所得が児童手当の所得制限限度額を超える者」へは可能だが、その他の対象者は申請が原則である。

質問： 国の給付金の対象は令和4年3月31日生まれまでだが、市は令和4年4月1日までとした理由は。

回答： 年度ではなく学年で区切ったものである。

意見： 令和4年（2022年）4月1日に出生した児童のいる世帯を含め、対象者は漏れなく案内するとともに、申請の負担が少ない方法を検討するべきである。

指示： これから出産される方や申請期間中に転入される方が、各種手続で市役所に来庁される際には申請方法等を案内できるようにしておくこと。

指示： 新年度予算で支給が必要となる対象者に係る経費を概算し、適切な予算を計上しておくこと。

【結果】

本件は承認された。会議で出た意見・指示を踏まえて取組を進めること。